

## 事例紹介～一般国道6号浅草橋地下横断歩道のホームレス対応について～

東京国道事務所 亀有出張所 小柴絵里子

### 1. はじめに

亀有出張所は、東京都内の一般国道4号、6号、14号の3路線の管理及び工事を担当している。当出張所におけるホームレスに関する苦情は年間20件程度あり、内容としては、今回紹介する浅草橋地下横断歩道の他に、駅周辺の首都高や鉄道の高架下等に有る歩道上にホームレスが居座ったり、荷物等が置かれているため、何とかしてほしいという苦情となっている。

このような状態は歩道幅員を狭め歩行の支障となったり、食料の腐敗による悪臭や景観を悪くしたりするなどの問題が出てくるが、法的制約の中で道路管理者として容易に撤去出来ない現状がある。

今回は、ホームレスの道路上の法的整理を説明したうえで、浅草橋地下横断歩道のホームレス対応について紹介する。

### 2. ホームレスの道路上の法的整理

ホームレスが道路上を不法に占拠し荷物等を置くことは、道路法第32条（道路占用）や同法第43条（道路に関する禁止行為）による違法行為となる。また、道路交通法でも同様の行為を禁止しており法的に不法占拠することは許されない。しかしながら、ホームレスが荷物等の所有を認める、もしくは所有している（廃棄された物ではない）と判断される場合、道路管理者が所有者の意に反して荷物等を撤去することはできず、行政指導によりホームレス本人に撤去させることが必要となる。

また、平成14年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、「ホームレス自立支援法」という。）では、道路管理者等がホームレスに対し道路法等の関連法令により必要な措置をとる場合は、ホームレスの自立支援等に関する施策との連携を図ることが必要とされている。

このような法的制約の中で道路管理者として出来ることは、ホームレスの自立支援を担当している自治体と連携し、粘り強く行政指導することになるため、亀有出張所でも苦情やパトロール時に発見した場合、自治体と連携して対応している。

なお、現場では、ホームレスに関する苦情に対して目に見える速やかな対応が出来ないため、「国は何もしてくれない」などの苦情も出ている。

### 3. 浅草橋地下横断歩道のホームレス対応

#### 3. 1 浅草橋地下横断歩道の概要

浅草橋地下横断道（以下「地下道」という。）は、中央区日本橋馬喰町一丁目地先、一般国道6号・一般国道14号・東京都道302号（靖国通り）が交わる浅草橋交差点の地下部分に位置し、昭和47年3月22日に建設されたものである。

地下道はJRの地下通路と接続されており、歩行者は地下道から直接JR総武線馬喰町駅及び都営新宿線馬喰横山駅に行き来することが出来る。なお、JRの地下通路との接続部分にはシャッターが設置されており終電後に閉鎖されるため、JR地下通路にホームレスは居ないが、その反面、シャッター閉鎖後の地下道は人通りが少なくホームレスが居やすい環境になっている。

周辺地域の特徴としては問屋街として賑わっており、観光客等人通りが多い地域である。



図1 位置図 (googleマップ引用)



図2 浅草橋地下道の形状

### 3. 2 これまでのホームレス対応

平成16年度頃には地下道にホームレスが滞在していたようであり、以前から問題となっている箇所である。

平成23年度には、地下道のホームレスに関して自治体・管轄警察署等から多くの苦情があったため、平成23年5月に自治体・管轄警察署の協力を得てホームレスの段ボール・荷物等の撤去作業を実施したが、夕方にはホームレスが戻って来てしまった。(写真1参照)

その後、自治体・管轄警察署にも相談し、平成23年7月には通路の中央に中分状に単管柵を設置して左右を分離し、通路の幅員を縮小して段ボール・荷物等を置きづらい環境を整備した。それでもホームレスは段ボール・荷物等を置くため、平成24年5月には両側の壁にカラーコーンを設置し、幅員を縮小することで、段ボール・荷物等を置きづらい環境の整備を更に強化している。(写真2参照)

地下道における維持管理及び苦情対応のため、維持工事において週1回(月曜)の頻度で放置されたゴミ(段ボール等)の撤去を行い、道路清掃作業において月1回の頻度で地下道の清掃作業(床面及び階段部の掃き取り、カラーコーン裏側溝のゴミ回収等)を行っている。

これらの対策の結果、地下道のホームレスの人数は減少(H23年:約30人→H30年:約8人)したが、依然としてホームレスに関する苦情は年5回程度あり、「ホームレスがいて夜通行するのが怖いので何とかしてほしい」、「臭い」などと言った内容となっ

ている。さらに最近では、ホームレス対策のために設置したカラーコーン等があることで景観が悪い等の苦情も出てきている。



写真1 ホームレスが住んでいる様子



写真2 カラーコーン設置後の様子

### 3. 3 平成30年度のホームレス対応

#### 3. 3. 1 夜間ホームレス合同巡回の実施

3. 2のとおり様々な対応を実施したがホームレスは依然として居続けていたため、平成30年5月に地下道利用者から苦情があり、自治体及び管轄警察署の協力を得て6月上旬にホームレスが居る時間帯を狙い20時から夜間合同巡回を実施したが、休んでいたホームレス1名に対してのみ自立支援に関する案内及び自主退去について指導を行うことしかできなかった。

指導後、夜間合同巡回時に、管轄警察署から「1回だけの指導ではホームレスはすぐ戻ってくると考えられ、完全に居なくなることはないと思うので、定期的に合同巡回を実施してはどうか」との提案があり、亀有出張所としてもホームレスに自主的に移動してもらい地下道の環境改善を図ることを目的として新たな対応が必要と考え、定期的な合同巡回実施に向けて検討を始めた。

#### 3. 3. 2 定期的な合同巡回に向けての検討

定期的な合同巡回に向けて、自治体にも相談したところ、「都区共同事業の委託業者が巡回している金曜日かつ日中の時間帯であれば対応可能」とのことで協力を得られた。

その後、自治体及び管轄警察署の意見を踏まえて『概ね2週間に1回』の『金曜日の日中』に、自治体・管轄警察署・東京国道事務所の三者で合同巡回を実施することを決定した。

決定後、巡回時にゴミと判断できる段ボール撤去を同時に行い、回収用のトラックを用意したが、別途維持費がかかることから、段ボールは浅草橋交差点内にある道路敷地内に移動させて一時保管し、維持工事による管内の不法投棄物等回収時に合わせて回収することとした。

### 3. 3. 3 合同巡回の実施結果

6月上旬の夜間巡回を含めて3月末まで計17回、東京国道事務所としては管理第一課の協力も得たうえで合同巡回を実施した。地下道の状況としては、暑い時期は段ボール数が少なくなったが11月頃から増え始めた。また、地下道及び周辺にいたホームレス（計3名）に自立支援の案内、地下道からの移動を促した結果、一時的に移動するもののまた戻ってきてしまっており、合同巡回による成果は得られなかった。

### 3. 4 今後の課題

地下道を起居としているホームレスの中には、JRの終電・始発の時間帯を見計らい、夜中に地下道に戻って始発頃に外出する者など様々な生活スタイルがあるため、すべてのホームレスに対して自立支援の案内等を行うことは困難である。

また、段ボールに関しては、当該地域には店舗が多く存在することから撤去してもすぐ入手できる環境にあり、定期的に撤去作業を行うことで置いてはいけない場所という周知はできていると思われるが、ホームレスが居にくい環境にはなっていない。

以上のことから、昨年度と同様の合同巡回を継続していくだけでは抜本的な改善は図れないため、巡回強化（巡回間隔等の変更、夜間巡回の実施等）や地下道への看板設置等の新たな対策を協議のうえ実施しながら、地下道の実態把握（通行人はどの程度いるのか、ホームレスはどの時間帯・場所に滞在しているか）をしたうえで更なる対策を考えていく必要があると考えられる。

## 4 まとめ

亀有出張所に赴任してホームレス対応を初めて担当したが、法的制限のある中で自立支援等を拒む者やホームレス生活を続けたいと思っている者の対応には苦慮しており、地下道のホームレス問題に関しては先が見えない状況である。

しかしながら、利用者の不安・不満（通行するのが怖い。臭い等）を少しでも取り除き、安心して通行していただけるように、引き続き関係機関と協議しながら改善を図れるよう取り組んでいきたい。